

げるため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、平成十八年十月一日から出産育児一時金の額を三十万円から三十五万円に増額したものです。

▽ 川越市総合福祉センター条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

身体障害者福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、身体障害者福祉法の引用条項を改めたものです。



川越市総合福祉センター

一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

児童福祉法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したものです。改正の内容は、次のとおりです。

川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例については、入園資格者については、これまではすべて県による措置であったものから、児童福祉法の規定による施設受給者証の交付を受けている保護者の当該受給者証に記載されている児童及び同法に規定された措置を認めた児童に改めたものです。また、これまでは費用徴収額を県が徴収していたが、同法の改正により、利用者としてあけぼの児童園との契約となり、利用者負担の支払いが生じるため、使用料について定めたものです。



川越市立あけぼの児童園

川越市旅館業法施行条例については、児童福祉法の引用条項を改めたものです。

▽ 川越市子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

支給対象者の見直し等を行うため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた児童福祉施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、子ども医療費の支給対象とするための所要の改正をしたものです。

また、同一の医療費について、他の市町村が実施する医療費の助成事業による給付を受けることができる者を、子ども医療費の支給対象としないための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

▽ 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

▽ 川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

▽ 川越市立あけぼの児童園設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

改正の内容は、児童福祉法の一部改正に伴い、従来公費で医療費が賄われていた障害児施設入所者についても、今後は一部負担金が発生するため、重度心身障害者医療費の支給対象とするための所要の改正をするともに、健康保険法の一部改正に伴う規定の整備をしたものです。

工事請負契約

仮称高階地区公共施設新築工事請負契約

など三件を可決

▽ 仮称高階地区公共施設新築工事請負契約について

— 原案可決 —

▽ 仮称高階地区公共施設新築電気設備工事請負契約について

— 原案可決 —

▽ 仮称高階地区公共施設新築空調設備工事請負契約について

— 原案可決 —

以上三件の案件は、既存の公民館、出張所の狭さや老朽化の解消を図り、併せてバリアフリー化を目指した公民館、出張所、図書館及び児童青少年施設の四つの機能を持つ複合施設を新築するため、仮称高階地区公共施設を大字藤間二十七番地に建設するものです。

▽ 川越市良好な環境の保全に関する基本条例を定めることについて

— 原案可決 —

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、本条例を制定したものです。

主な内容は、本市における環境の保全について、基本理念並びに市、市民、事業者等の責務及び施策の基本方針等を定めたものです。

議事のあらまし

▼ 第一日（九月一日）会期を二十五日間と決定。継続審査となっていた案件について、委員長報告が行われ、審議の結果、地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。次に報告事項一件の報告を受けた後、市が出資している法人の経営状況を説明する書類の提出があり、続いて提出案三十三件について提案理由の説明を実施。

▼ 第二日（九月二日）から第四日（九月四日）まで本会議休会。

▼ 第五日（九月五日）提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。平成十七年度一般・特別会計決算十一件、平成十七年度水道事業会計決算及び平成十七年度公共下水道事業会計決算については、平成十七年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託。

▼ 第六日（九月六日）本会議休会。

▼ 第七日（九月七日）本会議休会。議会運営委員会開催。

▼ 第八日（九月八日）通告順により一般質問を実施。

▼ 第九日（九月九日）及び第十日（九月十日）本会議休会。

○ 仮称高階地区公共施設新築電

建物構造は、鉄筋コンクリート造二階建て、延べ床面積四千四百四十二・五三㎡です。

請負契約の内容はそれぞれ次のとおりです。

○ 仮称高階地区公共施設新築工事請負契約

一、契約の方法
指名競争入札

二、契約の金額
八億五百三十五万円

三、契約の相手方
沢建・三光・横田特別共同企業体

四、工期
本契約締結の日から平成十九年十一月十六日まで



仮称高階地区公共施設完成予想図

気設備工事請負契約

一、契約の方法

指名競争入札

二、契約の金額

一億七千九百五十五万円

三、契約の相手方

関根・フジヤ電気特別共同企業体

四、工期

本契約締結の日から平成十九年十二月十四日まで

〇仮称高階地区公共施設新築空

調設備工事請負契約

一、契約の方法

指名競争入札

二、契約の金額

二億二千五十万円

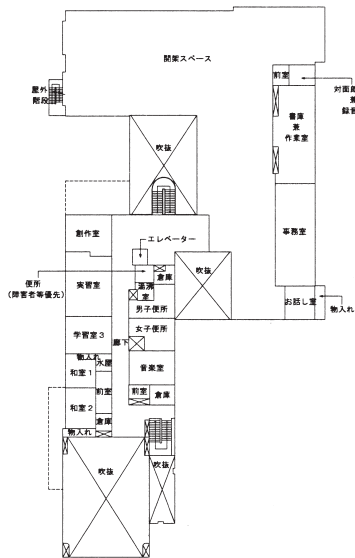
四、工期

本契約締結の日から平成十九年十二月十四日まで

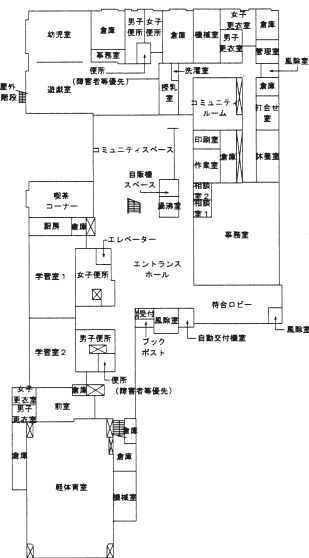
三、契約の相手方

埴設・石井特別共同企業体

2 階 平 面 図



1 階 平 面 図 S=1:1200



補正予算五件を可決

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算四件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十八年度本市予算の総額は、一般会計八百九十億四千七百六万三千円、特別会計八百十二億四千八百九十三万円、合計一千七百二億九千五百九十九万三千円となりました。



郊外型駐車場予定地一部（城下町地内）

▽平成十八年度川越市一般会計補正予算（第一号）

―原案可決―

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十四億一千七百六万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百九十億四千七百六万三千円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、まちづくり交付金、市有地売却収入、土地開発基金繰入金及び市債の増額分等を計上し、歳出については、郊外型駐車場整備、市民要望の多い道路等の整備・改良及び普通財産購入に伴う増額分等を計上したものです。併せて、起債限度額の確定等に伴い、地方債の追加及び変更をしたものです。

▽平成十八年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第一号）

―原案可決―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ十一億四千三百七十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百七十九億九千二百一十一万円としたものです。

この補正の主な内容は、平成十八年十月から実施される保険財政共同安定化事業に係る所要額等を計上したものです。

▽平成十八年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算（第一号）

―原案可決―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ四千八百四十三万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百四億二千七百九十六万六千円としたものです。



整備される市道0071号線（小ヶ谷地内）

- ▽第十一（九月十一日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十二（九月十二日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十三（九月十三日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十四（九月十四日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十五（九月十五日）通告順により一般質問を実施。
- ▽第十六（九月十六日）から第十八（九月十八日）まで本会議休会。
- ▽第十九（九月十九日）本会議休会。四常任委員会開催。
- ▽第二十（九月二十日）本会議休会。厚生常任委員会開催。
- ▽第二十一（九月二十一日）本会議休会。平成十七年度決算特別委員会及び厚生常任委員会開催。
- ▽第二十二（九月二十二日）から第二十四（九月二十四日）まで本会議休会。
- ▽第二十五（九月二十五日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審議の結果、請願二件を採択、議案三十三件のうち平成十七年度決算十三件を継続審査、二十件を原案可決。次に議員提案による決議一件を原案可決した後、「市職員の公金横領事件の解明等に関する調査特別委員会」を設置し、同特別委員会の委員の選任を行い、